

議案第 39 号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

宇治市立学校設置に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例
宇治市立学校設置に関する条例（昭和39年宇治市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

宇治市宇治野神57番地	宇治市立神明幼稚園
宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立東宇治幼稚園
宇治市木幡桧尾47番地の1	宇治市立木幡幼稚園

」

「 に

宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立ひがしうじ幼稚園
-------------	--------------

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

宇治市立幼稚園の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。